

福智町中期財政計画

【 第3次：平成30年度～平成34年度 】



平成30年3月
福岡県 福智町

福智町第3次中期財政計画

計画期間 平成 30 年度 (2018) ～ 平成 34 年度 (2022)

1 中期財政計画の目的・役割	1
2 第2次中期財政計画(平成25年度～平成29年度)の総括	
合併後、平成25年度から平成29年度(5年間)の決算額及び決算見込額	
(1) 歳入の状況	2
(2) 歳出の状況	4
(3) 基金、町債の状況	6
(4) 財政指数の状況	8
3 中期財政計画の策定	
(1) 計画策定の前提条件等	9
(2) 各種事項の目標設定	9
(3) 歳入の積算方法	11
(4) 歳出の積算方法	12
(5) 中期財政計画の策定	13
4 安定的な財政運営の確立に向けて	15

1 中期財政計画の目的・位置付け

(1) 計画策定の目的

本町は、合併団体として各種の合併特例措置終了を見据え、行財政改革に積極的に取り組んで来た。また、「総合計画（まちづくり計画）」、「行政改革大綱」及び「人権と福祉のまちづくり計画」を策定し、財政的視点から計画の実効性を高め、さらに各種事業の財源を裏付けるものとして、予算編成や予算執行の指針として、平成19年12月に「福智町中期財政計画（平成20年度～平成24年度）」を策定し、平成25年3月に「福智町第2次中期財政計画（平成25年度～平成29年度）」を策定した。

これらの取組により、借金にあたる地方債残高は年々減少し、また貯金にあたる各種基金の残高は年々増加し、合併時（平成18年度）と比較すると、数字的な財政状況は大幅に改善されている状況にある。

しかしながら、今後の本町を取巻く状況を勘案すると、現状以上に厳しい財政運営が求められることは容易に想像できる。まず、国においては歳出が税収等を上回る財政赤字が続いており、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」においては、「経済再生なくして健全財政なし」との基本方針の下、引き続き600兆円経済の実現と2020年度（平成32年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度である2018年度（平成30年度）においても、手綱を緩めることなく同計画における歳出・歳入両面の取組を進める、としていることから、国からの援助（補助金、交付金等）は多くを望めない状況である。

また、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安全につながる社会保障」の「新・三本の矢」により、地方を含め日本経済全体の持続的拡大均衡を目指しており、本町においてもその動向について特に注視する必要がある。

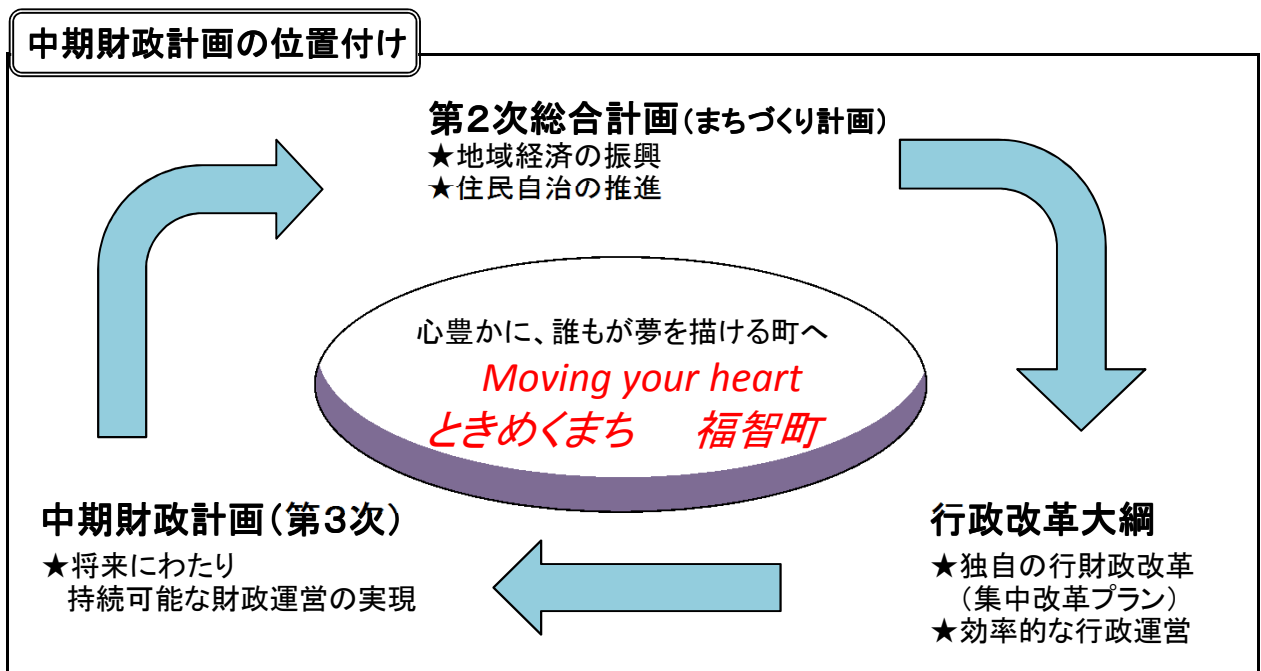
さらに、本町においては、合併後許されていた合併特例債の発行及び普通交付税の合併算定替（激変緩和期間を含む。）は平成32年度限りで終了し、33年度以降は完全な通常団体となるため、建設事業費充当特定財源及び経常一般財源の大幅な減収は避けて通れない現状である。

以上のとおり、今後の本町を取巻く状況は非常に厳しいものがあり、将来的に持続可能な行財政基盤の確立と、財政の健全性を確保するため、第3次の中期財政計画を策定するものである。

(2) 計画の位置付け

2018年（平成30年度）を始期とする、第2次福智町総合計画（まちづくり計画）を財政的視点から補完するものとする。

また、行政改革大綱における基本項目のひとつである、「集中改革プラン」及び「効率的な行政運営」を計画的に推進するものである。



2 第2次中期財政計画(平成25年度～平成29年度)の総括

(1) 歳入の状況

① 主な歳入項目別計画額と決算額の比較表

(単位：百万円)

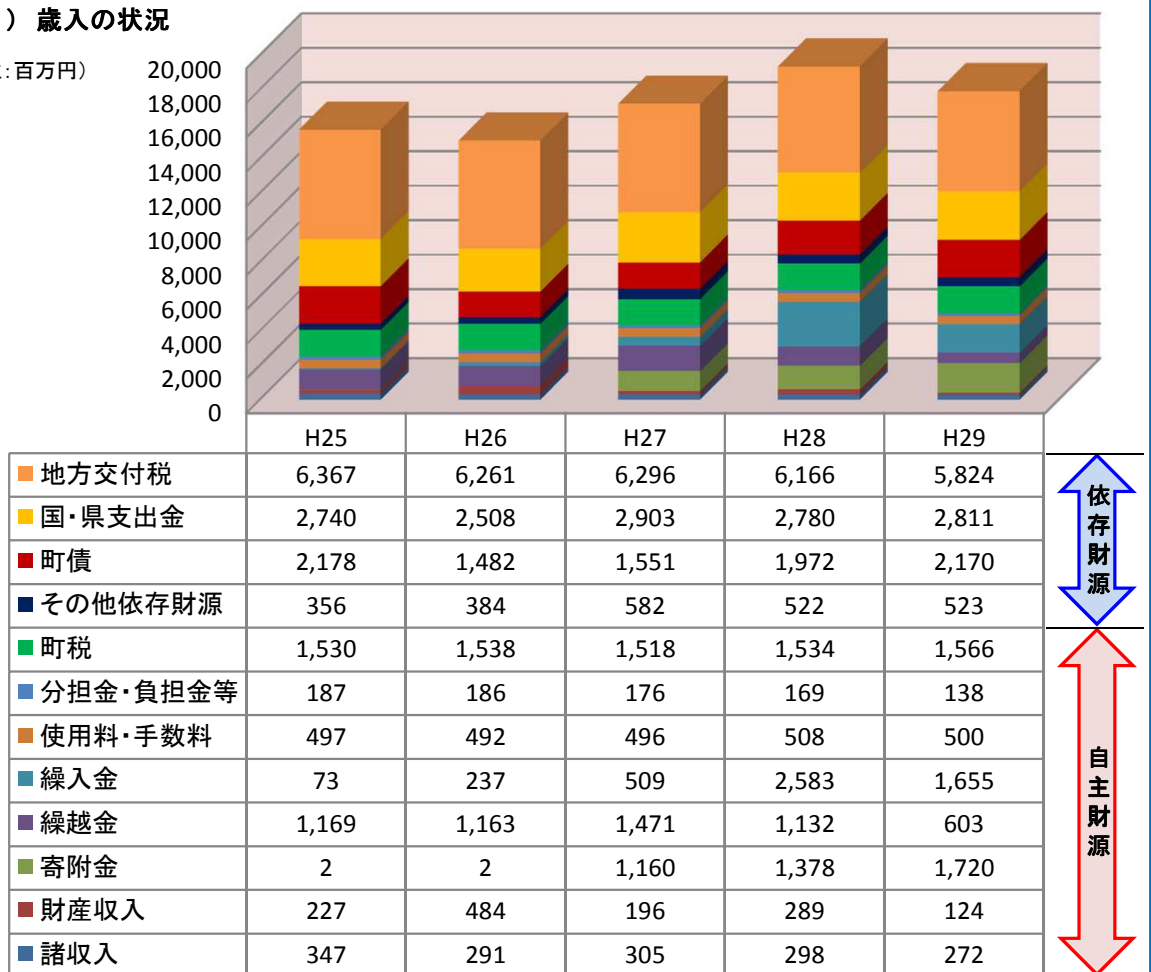
年度	項目	地方 交付税	国・県 支出金	町債	町税	繰入金	繰越金	寄附金
平成25年度	計画額	6,300	1,975	1,594	1,507	138	720	1
	実績額	6,367	2,740	2,178	1,530	73	1,169	2
	比較	67	765	584	23	▲ 65	449	1
平成26年度	計画額	6,267	2,002	1,760	1,488	93	736	1
	実績額	6,261	2,508	1,482	1,538	237	1,163	2
	比較	▲ 6	506	▲ 278	50	144	427	1
平成27年度	計画額	6,234	2,056	1,662	1,437	105	650	1
	実績額	6,296	2,903	1,551	1,518	509	1,471	1,160
	比較	62	847	▲ 111	81	404	821	1,159
平成28年度	計画額	6,134	2,008	1,494	1,422	506	443	1
	実績額	6,166	2,780	1,972	1,534	2,583	1,132	1,378
	比較	32	772	478	112	2,077	689	1,377
平成29年度 (決算見込)	計画額	5,934	2,058	1,562	1,408	97	482	1
	実績額	5,824	2,811	2,170	1,566	1,655	603	1,720
	比較	▲ 110	753	608	158	1,558	121	1,719

② 歳入の状況

(平成29年度は決算見込額)

(図1) 歳入の状況

(単位：百万円)



③歳入総括

(平成29年度は見込み)

第2次中期財政計画期間中の歳入項目別実績額については、(図1)のとおりである。全ての年度において計画額を大きく上回っているが、特に平成27年度より、ふるさと納税による寄附金が飛躍的な増収となったため、寄附金及び繰入金に大幅な乖離が生じている。

歳入を項目別で分析すると、まず、自主財源の根幹をなす町税は、毎年実績額が計画額を1億円前後上回っているが、要因としては町民税、固定資産税については、納税義務者数の減及び所得の減、また、たばこ税については喫煙者数の減等を勘案し推計していたが、実績としては、そこまでの減少ではなかったため、全ての税目において計画額を実績額が上回ったものである。ただし、減収要因が抑制されただけで、著しい個人所得の伸び及び法人等の業績向上等による納税額の増収等は、ごく一部の個人・法人等に

限られ、町全体としては国の景気回復等に同調できていない状況である。

次に分担金・負担金等については、私立保育所保育料負担金が主な増額要因となっている。また、使用料・手数料では、公立保育所使用料が減額、公営住宅使用料が増額の要因となっている。

繰入金については、国民健康保険事業会計及び町立診療所会計の赤字補てん繰出金、また公債費繰上償還の財源として減債基金を、更にふるさと納税寄附金を原資とした事業実施に伴い地域振興基金等の繰入れにより大幅な乖離が生じた。繰越金については、毎年、国保会計及び診療所会計の赤字を相殺し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の連結赤字比率をクリアするために、両会計の赤字額を上回る黒字(繰越金)を計上したため大幅な増額となった。寄附金については、前段の説明のとおりである。

次に財産収入については、積極的な町有地の売却、また、各種基金の債券(国債・地方債・政府保証債等)運用及び入替え(買換え)により、財産売払い収入、並びに各種基金の運用収入等が計画額を大きく上回る結果となった。

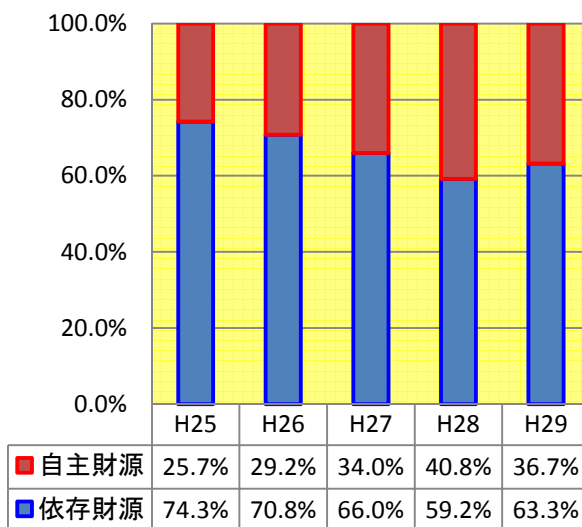
次に依存財源である地方交付税は計画額と比較し、普通及び特別分でそれぞれ増減はあるものの、5年間の交付税総額としては大きな乖離は見られない。また、国・県支出金については、国県の補助制度改正及び新規交付金事業等、計画時には把握できない外的要素等も加わり、大幅な増額となっている。

町債については、合併特例債、過疎対策事業債等を事業計画に則り発行してきたが、毎年、急遽な事業実施等、住民の安全安心の確保の観点から事業を前倒しで実施し、さらに田川地区水道企業団への一般会計出資金(出資債)が計画数値以上の負担増となったことから、町債全体として増額となっている。

次に、歳入全体に占める自主財源の状況については、(図2)のとおりである。前段でも述べたが、自主財源の根幹をなす町税については、毎年15億円超で推移しており、今後についても大幅な増収は望めない状況である。自主財源全体をみると、平成26年度までは自主財源比率は30%以下であったが、平成27年度より「ふるさと納税寄附金」が飛躍的な増収となったため自主財源比率は34%となり、さらに平成28年度以降は、当該年度の寄附金収入に加え、前年度まで基金に積立てた寄附金を各種事業の充当財源として繰入れたため、40%を超える比率となっている。

以上のように、歳入総額は計画額を大きく上回り、さらに自主財源比率は10%以上も増加しており、一見歳入状況は好転しているように見える。しかしながら、大部分はふるさと納税寄附金によるものであり、今後、現状どおりに寄附金が維持できる保障は全くない。まして、総務省の通達(H29.4.1)では、ふるさと納税返礼品について、寄附金額の3割を上限とするよう要請があり、加えて自治体間の競争も激化することが予想されるため、一気に激減する可能性は十分にある。さらに、普通交付税は平成33年度より完全なる一本算定となり、現状と比較すると5億円以上の減収が見込まれるため、次期(第3次)中期財政計画(H30~H34)が今後の福智町を左右する、最も重要な財政計画と位置づけられる。

(図2) 自主・依存財源比率の推移



(2) 歳出(性質別)の状況

① 主な歳出性質別計画額と決算額の比較表

(単位：百万円)

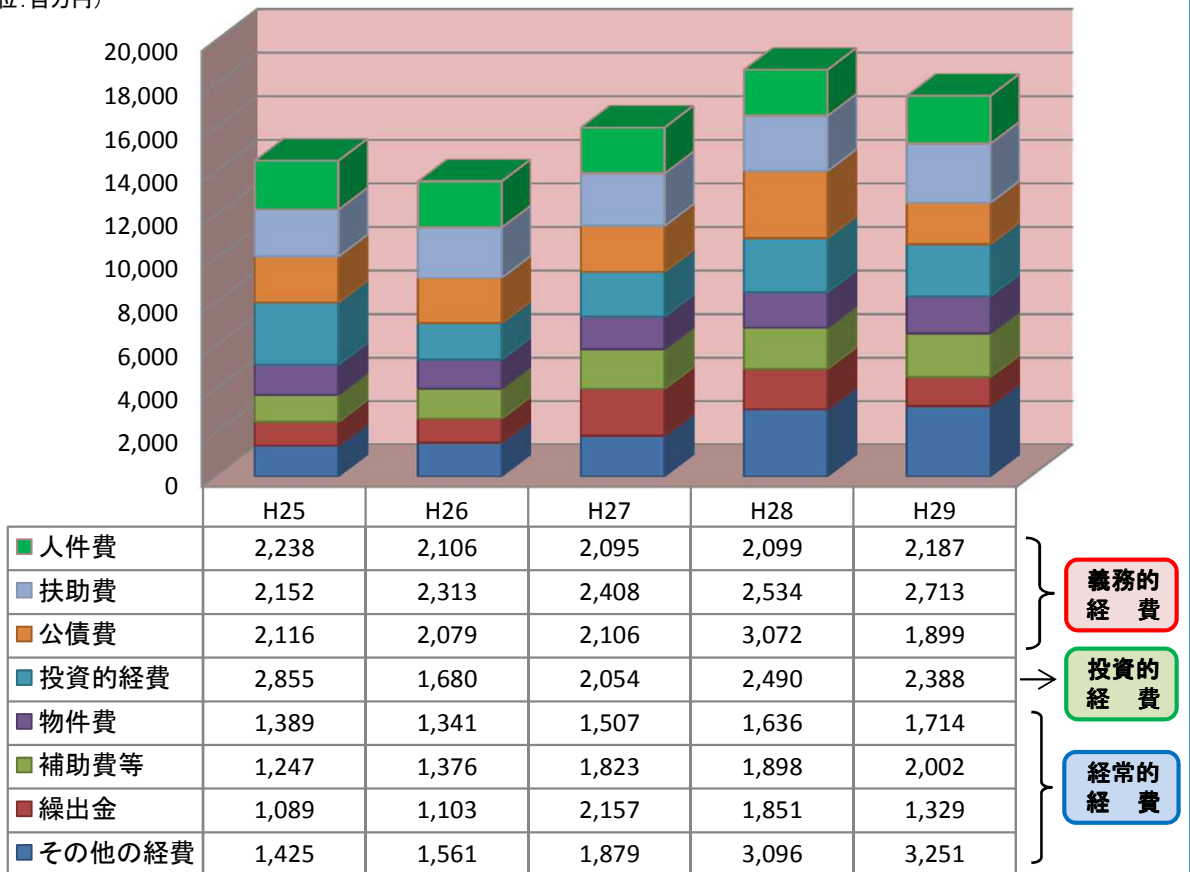
年度	項目	人件費	扶助費	公債費	建設 事業費	物件費	補助費等	繰出金	その 他の 経費
平成25年度	計画額	2,221	2,162	2,095	1,692	1,366	1,224	1,083	1,174
	実績額	2,238	2,144	2,116	2,855	1,394	1,251	1,089	1,424
	比較	17	▲ 18	21	1,163	28	27	6	250
平成26年度	計画額	2,096	2,166	2,113	1,845	1,295	1,218	1,403	1,281
	実績額	2,106	2,306	2,079	1,676	1,350	1,376	1,103	1,562
	比較	10	140	▲ 34	▲ 169	55	158	▲ 300	281
平成27年度	計画額	2,004	2,179	2,158	1,889	1,295	1,157	1,593	1,073
	実績額	2,096	2,402	2,106	2,050	1,517	1,821	2,160	1,877
	比較	92	223	▲ 52	161	222	664	567	804
平成28年度	計画額	1,932	2,182	3,307	1,673	1,273	1,168	1,108	570
	実績額	2,099	2,534	3,072	2,500	1,631	1,891	1,852	3,096
	比較	167	352	▲ 235	827	358	723	744	2,526
平成29年度 (決算見込)	計画額	1,855	2,195	1,946	1,801	1,278	1,085	1,098	1,371
	実績額	2,187	2,713	1,899	2,388	1,714	2,002	1,329	3,251
	比較	332	518	▲ 47	587	436	917	231	1,880

② 歳出(性質別)の状況

(平成29年度は決算見込額)

(図3) 歳出(性質別)の状況

(単位：百万円)



③歳出総括

(平成29年度は見込み)

第2次中期財政計画期間中の歳出性質別実績額については、(図3)のとおりである。項目毎で増減はあるものの、全ての年度において計画額を大きく上回っているが、特に大きな乖離が生じているのは、建設事業費、補助費等及びその他の経費中の積立金である。また、項目別の増減理由等は次のとおりである。

まず、人件費については、平成29年度末職員数(再任用職員を含む。)を210名で推計していたが、実人員としては218名となっている。さらに臨時、嘱託職員の増員により計画額を上回る結果となった。

次に扶助費については、少子高齢化等による社会保障費の増額を加味し推計していたが、予想以上の高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉等関連経費の続伸、さらには臨時福祉給付金事業も重なり、実績額が大きく上回っている。また、公債費については、マイナス金利等の影響による借入金利の減額要因はあったものの、大きな差異は生じていない。なお、平成28年度に計上していた繰上償還についても、計画どおり実施することができた。

次に投資的経費については、平成25、28年度で大きな乖離が生じている。理由として、平成25年度については、赤池中学校建設事業費が平成24年度から繰越事業となったこと、また、平成28年度については、財政計画策定時には予定していなかった、図書館・歴史資料館改築事業費が発生したため、増額の大きな要因となった。その他の建設事業費については、それぞれ事業費の増減はあるものの、合併特例事業債、過疎対策事業債及び住宅建設事業債等を有効に活用し各種の事業を実施した。

次に経常的(その他)経費について、まず物件費のうち旅費については旅費規程の改正により、また需用費については消耗品等の集中管理により、計画額を下回っている。その一方、役務費、委託料については、ふるさと納税事業、地方創生事業及び社会保障・税番号制度構築等による電子計算費、さらに各種委託業務の増加により大幅な増額となっている。また、公用車老朽化に伴う公用車購入を含む、備品購入費も計画額を上回っている。

補助費等については、下田川清掃施設組合及び田川郡東部環境衛生施設組合に対する負担金の増、さらに平成27年度より大幅な増額となった、ふるさと納税事業納税者に対する贈呈品経費(報償費)が大幅な増額の要因となった。

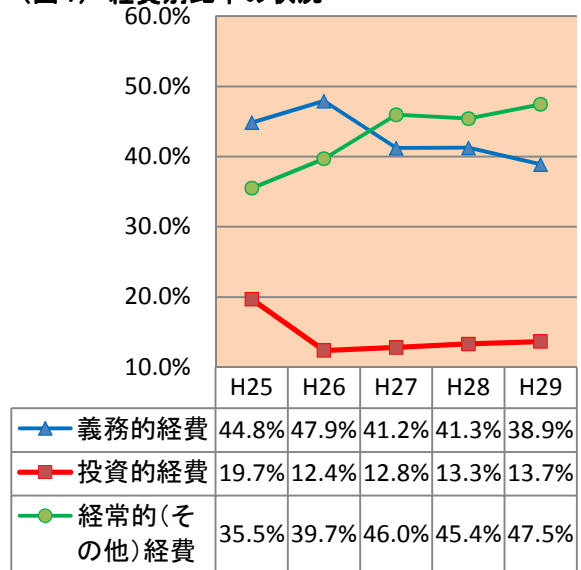
次に繰出金について、まず、介護保険広域連合及び後期高齢者医療繰出金については、計画額と大きな差異は生じていない。一方、国民健康保険事業特別会計及び町立診療所事業特別会計については、赤字補てん繰出金を計画額に盛り込んでいたが、両会計ともに予想を上回る赤字額の増大に対処するため、大幅な繰出金の増額が生じている。

その他の経費について、まず投資及び出資金・貸付金については、田川地区水道企業団及び水道事業会計に対する、伊良原ダム本体建設及び送配水管敷設に伴う一般会計出資金が計画額を大幅に上回っている。

また、積立金については、歳出項目の中で最も大きな乖離が生じている。年度別に見ると、平成27年度より、ふるさと納税寄附金を歳入で計上すると同時に、その寄附目的に該当する基金に寄附金額全額を積立てたため、以降の28年度及び29年度と大幅な増額となっている。なお、寄付金については、当該年度分は、一旦歳出の基金積立金として積み立て、翌年度以降に目的に適応した事業の財源として取崩す(基金繰入金として歳入計上)方式を取っている。

最後に、歳出経費別比率については、(図4)のとおりとなっている。ただし率については、分母となる年度毎の決算額により増減するため参考程度に留めたい。なお額については人件費、扶助費及び公債費で構成される義務的経費は、繰上償還を実施した平成28年度を除き、65億円前後で推移している。次に、建設事業費である投資的経費は、年度毎で増減が激しく、決算額が最小で16億円超、最大では約倍の30億円超となっている。その他の経費で構成される、経常的(その他)経費については、平成26年度までは50億円超であったが、ふるさと納税が急伸した平成27年度以降は、その年度の返礼(贈呈)品等のふるさと納税事業費と、寄附金を各種基金に積立てる、基金積立金の支出額が重複したため、それまでと比較し、20億円から30億円の大幅な増額が生じる要因となった。

(図4) 経費別比率の状況



(3) 基金、町債の状況

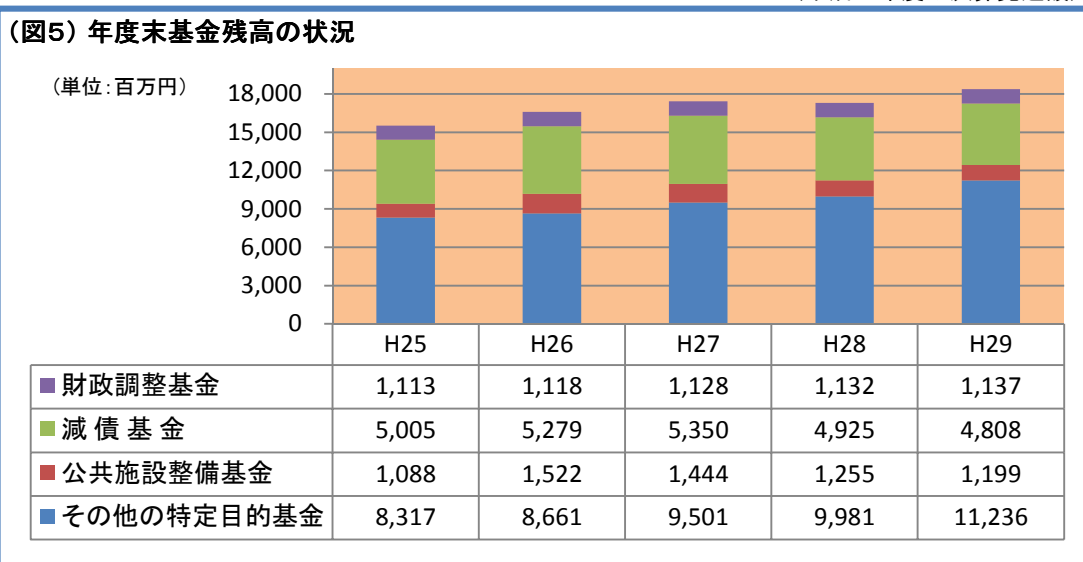
① 基金残高計画額と決算額との比較

(単位：百万円)

基金別	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (決算見込)
財政調整基金	計画額	1,112	1,413	1,413	1,413	1,414
	実績額	1,113	1,118	1,127	1,132	1,137
	比較	1	△ 295	△ 286	△ 281	△ 277
減債基金	計画額	4,789	5,235	5,479	5,119	5,557
	実績額	5,005	5,279	5,350	4,925	4,808
	比較	216	44	△ 129	△ 194	△ 749
公共施設整備基金	計画額	1,030	987	1,244	1,201	1,558
	実績額	1,088	1,522	1,444	1,255	1,199
	比較	58	535	200	54	△ 359
その他の特定目的基金	計画額	8,268	8,348	8,416	8,484	8,559
	実績額	8,317	8,661	9,502	9,981	11,236
	比較	49	313	1,086	1,497	2,677

② 基金残高の状況

(平成29年度は決算見込額)



基金の状況については、(図5)のとおりである。一般家庭に例えると貯金にあたる基金ですが、平成29年度末現在高の総額ベースでは計画額との大きな差異は見られない。ただし、基金別に見ると、財源調整の役割を担える、財政調整、減債、公共施設整備の基金については建設事業費が計画額を大きく上回り、貯金である基金を充当したため計画額よりも減額となった。一方その他の特定目的基金については、平成27年度から急伸した、ふるさと納税寄附金を目的別に積立てたため、計画額を上回る結果となった。

いずれにしても、平成33年度以降、各種の合併特例措置が失効し、非常に厳しい財政状況が待ち構える中、最低限度の積立金目標は達成できている状況である。

※用語解説等

【財政調整基金】… 年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。この基金を取り崩せるのは、①財源不足時の穴埋め、②災害、③緊急に実施することが必要となった大規模事業等やむを得ない経費、④財産取得、⑤地方債の繰上償還、のいずれかに限られます。

【減債基金】… 町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財源の健全な運営のために積立てられた基金です。

【公共施設整備基金】… 特定目的基金の一種で、本町が行う公共施設等の整備または維持補修費の財源に充てるための基金です。

【その他の特定目的基金】… 平成29年度末現在で本町には振興基金、かんがい施設(旧三町)維持管理基金など、17種類(公共施設整備基金は除く。)の特定目的基金があります。どの基金も、その事業の内容と基金の目的とを照し合わせ、必要に応じ事業費の一部として基金を取り崩し、また各種基金の運用益を積立てるなどして有効的に活用しています。

※上記の基金は一般的に積立基金と呼ばれていますが、それ以外に定額運用基金と呼ばれる基金(土地開発基金外1基金)があり、平成29年度末基金残高見込額は現金ベースで、合計260百万円となっています。

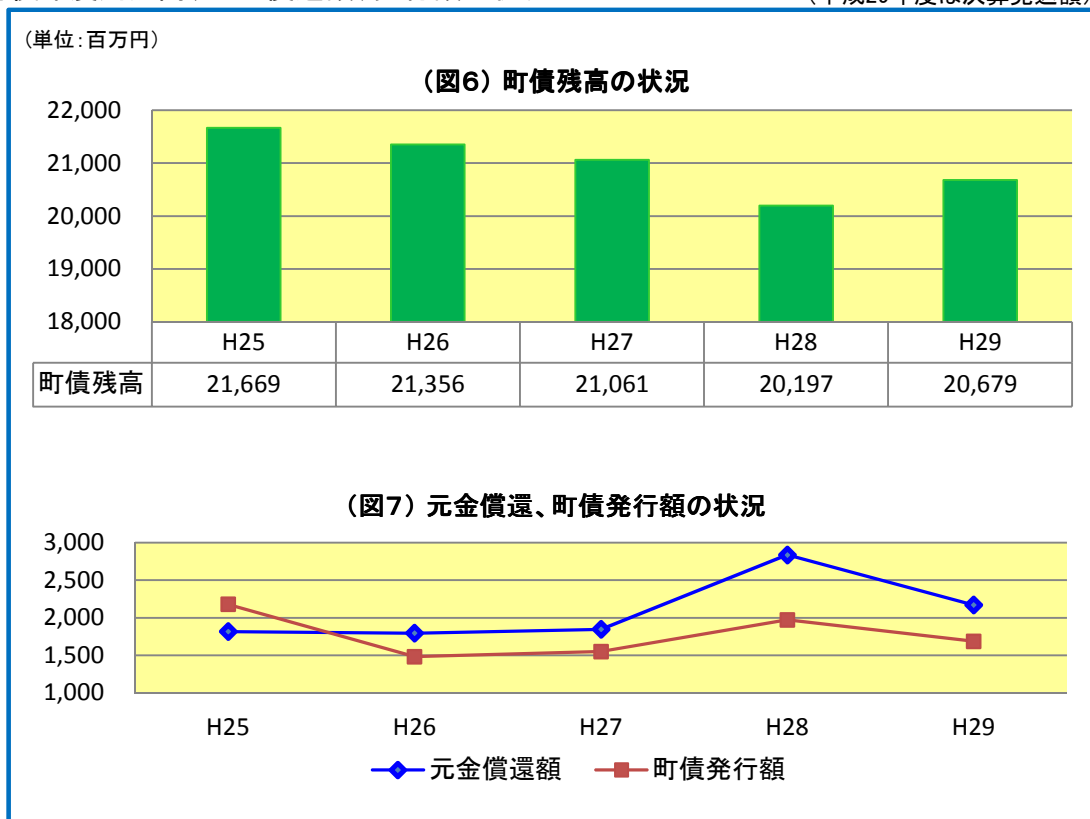
③町債残高計画額と決算額との比較

(単位：百万円)

	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (決算見込)
町債年度末残高	計画額	22,329	22,332	22,185	20,713	20,636
	実績額	21,669	21,356	21,061	20,197	20,679
	比較	△ 660	△ 976	△ 1,124	△ 516	43

④町債年度別残高、元金償還額、発行額の状況

(平成29年度は決算見込額)



町債（地方債）の状況については、（図6）のとおりである。町債（地方債）とは、一般家庭の家計に例えると借金（ローン）にあたるもので、平成28年度末残高では計画額を5億円超下回っている。また、平成29年度末現在高は決算見込額としては計画額を上回っているが、最終的には事業費の減等により不要額が生じるため、計画額を若干下回り、200億円程度の残高見込みである。ただし、その残高（借金）全額が純然たる借金という訳ではなく、その内の凡そ70%に相当する140億円については、後年度普通交付税に算入され交付されるため、本町の純然たる一般財源必要額は60億円程度と推計される。

次に償還及び発行額の状況については、（図7）のとおりである。元金の償還額については平成28年度を除き、毎年凡そ16～18億円前後の間で推移している。ただし、平成28年度については後年度の公債費負担の軽減から、約9億円の繰上償還を実施したため、28億円超となっている。また、発行額については年度間の事業実施及び進捗状況により増減するため、多い年度で約21億円、少ない年度で約15億円の発行となっている。

※用語解説等

町債（地方債）とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいい、学校や道路、大型公共施設など、主に後世にわたって使用するものを建設するための長期借入金です。

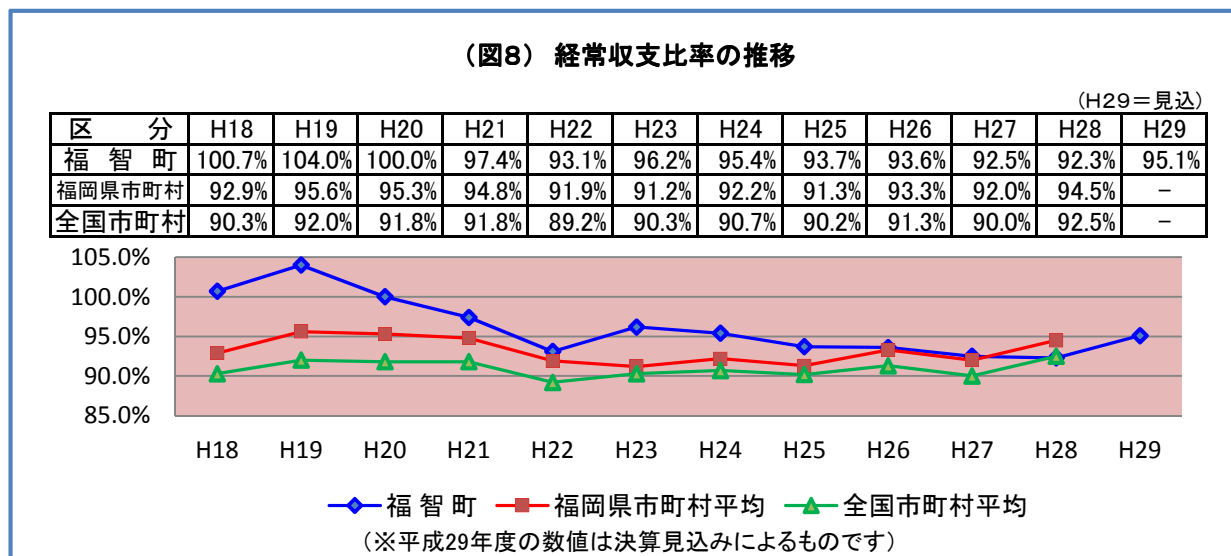
つまり町債（地方債）は建設事業充当が原則であるが、なかには、減税補てん債、退職手当債などの経常経費に充当するものや、地方一般財源の不足に対処するための臨時財政対策債等の例外もあります。

また、町債（地方債）の機能としては、1 公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について町債を発行し所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行体制が確保できるとともに、これに係る財政負担をその元利償還金の支払いという形で後年度に平準化するという、支出と収入の年度間調整、2 将来、利便を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちことを可能とした、住民負担の世代間の公平のための調整、3 地方税、地方交付税等の一般財源不足を補完する機能があり、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保として、など重要な役割を担っています。

(4) 財政指数等の状況

① 経常収支比率

合併後の経常収支比率の推移は、図8のとおりです。



経常収支比率とは、財政構造の弾力性（自由に使える財源の割合）を測る指数として使われ、義務的経費などの支払いに充てる財源（歳入）の割合を示した指数です。家計に例えると、住居費、食糧費、光熱水費などのような、毎月確実に支出される経費に対する、給料のような毎月決まって得られる収入の割合を表したものです。

この数値が大きくなればなるほど、新たな住民ニーズに対応するための行政サービスに充てる財源に乏しく、逆に数値が低いほど自由に使えるお金（一般財源）に余裕があることとなります。一般的に町村では70%~75%、市で75%~80%といわれてきましたが、現状ではほとんどの地方自治体が適正な範囲を超えてしまっています。

本町の推移は、図8のとおりで、平成19年度の104.0%をピークとして年々徐々に改善されてきましたが、平成23年度には再び上昇しています。相対的には最も改善された平成28年度でも92.3%と90%を超えており、また福岡県及び全国平均と比較しても平均値を上回っていることから、財政の硬直化が慢性化している状況であります。

② 財政健全化判断比率・資金不足比率

平成19年6月22日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「法律」という。）が公布され、平成19年度決算以降から全ての地方公共団体が健全化判断比率（実質赤字・連結実質赤字・実質公債費・将来負担）及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられることとなりました。さらに平成21年度に法律が全面施行され、平成20年度決算から早期健全化基準等以上になった場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなりました。

本町の状況は下記のとおりとなっており、毎年実質公債費比率を除いて比率はありません。比率がないということは、赤字はなく黒字であり、将来負担比率も発生しておらず、さらに資金不足も発生していません。また、実質公債費比率についても毎年改善され、全国平均数値（平成27年度=7.4%）をも下回っており、将来負担を十分考慮し、適正な町債（地方債）の発行、管理が行われている状況である。

※(参考) 財政健全化判断比率・資金不足比率一覧表

(平成29年度は決算見込)

算定項目	H25	H26	H27	H28	H29
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	10.9%	7.6%	5.3%	5.2%	3.8%
将来負担比率	—	—	—	—	—
資金不足比率(企業会計)	—	—	—	—	—

3 中期財政計画(第3次)の策定

(1) 計画策定の前提条件等

【対象会計】

普通会計（一般会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計）

【対象期間】

現行の中期財政計画（平成25年度～平成29年度）に引き続き、平成30年度から平成34年度までの5年間。

【算出数値の考え方】

平成18年の合併後より取り組んできた福智町財政の特徴を下に、今後の制度改正や平成29年度までの福智町第2次中期財政計画、第2次福智町総合計画、福智町行政改革大綱等の実施計画など現時点で想定される試算条件を踏まえ、今後の景気動向、地方財政計画、税制改革の動向及び社会保障制度改革により影響が考えられるが、基本的に現行制度の存続を基本として次の方法で試算する。

平成25年度～平成28年度の決算数値、平成29年度の決算見込数値を基本とし推計する。また、総合計画等に基づき計画されている各種事業等についても極力実施の方向で計上するが、収支のバランスを慎重に試算し、さらに実施予定事業等の見直しを行い長期間にわたる安定財政の確立を第一の目標として、各費目ともに厳しい推計を行う。

(2) 各種事項の目標設定

①歳入の財源確保方針

項 目	方 針	実施期間
1 町税の徴収率の向上	自主財源の根幹をなす町税の確保及び納税の公平・公正の観点から滞納者に対する措置を講じるとともに、滞納処分や不納欠損を行い、また、国県と連携した合同徴収や個別相談を定期的実施し徴収率の向上を図る。	H30～H34
2 受益者負担の原則に基づく、分担金負担金、使用料手数料の適正化	負担とサービスの理念に基づき、経費の負担区分を明確にし、事業内容に応じた受益者負担の適正化を図る。また、個人に対して賦課徴収されるもの（保育料、住宅使用料等）については、徴収率の向上を図るとともに、滞納については特段の配慮をすること。	H30～H34
3 未利用財産の有効活用	町有地のうち利用目的のない遊休地については、民間への売却又は賃貸を行い利活用を図る。	H30～H34
4 基金の適正化と有効利用	本町の財政対策に位置づけられる、財政調整、減債、公共施設整備の3基金について、緊急財政出動時に即応できるよう、余裕を持った積立・運用を図る。また、元利償還金に対する減債基金の繰入を行うとともに、繰上償還及び国県等補助金で造成した部分に対する繰入も行う。その他の基金についてはペイオフに対処し、安全かつ有利な運用に努めるとともに、効率的な繰入を行う。	H30～H34
5 地方債の適正化	臨時財政対策債等一般財源債を除き普通建設事業充当地方債の発行限度額を段階的に縮小し、合併特例事業債は平成32年度までの終了までの5年間で32億円以内とする。また、地方債残高の縮減を図るため積極的な繰上償還を実施する。 実質公債費比率については、10%以内の水準に留める。	H30～H34

②歳出の抑制方針

項 目	方 針	実施期間
1 人件費の抑制	<p>集中改革プランでの平成29年度普通会計職員数219名をベースにし、平成32年度までに再任用職員を含めた職員数を205名とし、人件費の削減を行う。</p> <p>また、機構の見直し等により、嘱託・臨時職員を含めた適正な職員数の管理を行っていく。</p>	H30～H34
2 消費的経費の削減	<p>電子化の利活用を図り、通信運搬費の削減やペーパーレスを推進する。また、事務用消耗品等の集中管理を行い、経費の削減を図る。</p> <p>冷暖房温度設定の集中管理を徹底し、また、夜間勤務時の照明を最小限にとどめ、電気使用料の削減を図る。</p> <p>多岐にわたる各種委託料については、その委託業務内容を再点検し、職員自身で対応できる等軽微な業務委託については廃止し、さらに管理委託等については点検回数を減らすなどにより、委託料総額の削減を図る。</p>	H30～H34
3 補助金等の見直し	<p>補助(助成)金は、本来の目的と役割に応じた交付水準や負担割合を検証し見直しするとともに、補助(助成)団体等の活動実績等の評価と検証を行う。</p> <p>さらに、目的がほぼ達成したものについては廃止、また合併後未だに統合できていない類似の団体については、統合整理を積極的に推進するなど徹底的な見直しを行い、整理合理化を図る。</p>	H30～H34
4 民間活力活用の推進	<p>町が直接行っている業務のうち、民間活力の活用により効率的かつ効果的な住民サービスが提供できる業務については、積極的に民営化する。</p> <p>この場合、住民サービスの低下を招かないよう的確な事務事業の選別を行う。</p>	H30～H34
5 特別会計への繰出金	<p>特別会計への繰出金については、繰出基準について適正化を図る。</p> <p>特に診療所会計については経費の節減とサービスの向上による受診者増により、赤字額の縮減を徹底的に行い、繰出金の削減を図る。</p> <p>しかしながら平成28年度末現在、国保会計と診療所会計の赤字額は合計で約4億円超の赤字となっていることから、本計画期間のいずれかの時期において、一般会計からの財政出動的繰出しはやむを得ない状況と判断している。</p> <p>なお、公営企業(水道事業)会計については、田川地区水道企業団において経営統合を行なうため、例外的に基準外繰出金を行なう。</p>	H30～H34
6 投資的経費の調整	<p>新町建設計画及び総合計画との整合性を図りつつ、合併特例事業計画及び過疎地域自立促進計画で認められた事業量の範囲内で調整を行う。</p> <p>また、事業の必要性、投資効果、緊急性を最優先し事業を選択するとともに、事業実施財源に地方債が充当されることから、後年度の財政負担を十分検討したうえで調整を図る。</p>	H30～H34

(3) 歳入の積算方法

項 目		積 算 方 法	
自 主 財 源	町 税	<p>個人町民税については、平成30年度から32年度までは、配偶者控除等の税政改正及び再雇用者増による増収要因と、高齢化・少子化等に伴う納税義務者の減、所得の減などの減収要因等を勘案し推計。</p> <p>平成33年度以降は、消費税引上げに伴う措置（法人住民税法人割率減等）による増収要因と、高齢化・少子化や東京オリンピック後景気後退に伴う納税義務者数の減、所得の減などの減収要因等を勘案し推計。</p> <p>固定資産税は、平成30・33年度が3年毎の評価替えの時期であり、変動を見込む。</p> <p>軽自動車税については、税政改正（経年重課）及び高齢者登録増による増収要因等を勘案し推計。</p> <p>たばこ税については、政府の受動喫煙防止策による（喫煙場規制）喫煙者の減少に伴う減収要因等を勘案し推計。</p> <p>尚、喫煙者は年々減少傾向にある。（厚生労働省統計）入湯税については、毎年度平均で3%減で推計。</p>	
	使用料・手数料 分担金・負担金	消費税率が10%に拡大される平成31年度までに見直しを図り、公共施設等の使用料を適正なものとする。また分担金については未計上。	
	繰 入 金	特定目的基金については、現行どおり各基金の目的に沿う事業に充当する。財政調整基金及び減債基金は、財源不足が見込まれる場合に限り繰入を想定。また、公債費繰上償還を実施する場合には、その必要額を減債基金より繰入れる。また、教育の振興を図るためふるさと納税等を活用した「教育振興基金」を新たに創設し、教育関連事業の充実を図る。	
	財 産 収 入	土地建物貸付収入及び財産売り払い収入については、平成29年度当初予算額を基準とし推計。また、各種基金利息については、基金毎の積立及び取崩し額を試算し、個別に算定し計上する。	
	その他の収入	諸収入については、平成29年度当初予算額を基本とするが、公有建物保険還付金等の臨時的収入については未計上として推計する。寄附金については未計上とする。	
依 存 財 源	地 方 交 付 税	普通交付税	特別交付税の普通交付税移行額の特殊要因を加味し、基準財政収入額においては、本町の事態等を踏まえつつ、地方財政計画の増減率などを勘案のうえ、臨時財政対策債の減少影響額と合わせて推計。さらに、平成32年度までは合併算定替が段階的に引下げられる（H28：0.9、H29：0.7、H30：0.5、H31：0.3、H32：0.1、H33：0）に伴う減額を考慮し、平成34年度は平成33年度と同額とする。
		特別交付税	平成29年度決算見込額を用い、前年比5%減と推定し計上する。

項 目		積 算 方 法
依 存 財 源	国庫支出金 県支出金	平成29年度当初予算に係る特定財源及び29年度実行計画における特定財源を勘案し、平成30年度～平成32年度までを推計。平成33年度以降については、前年度及び過去の実績等に基づき推計。 ただし、計画期間中で事業が終息するもの、或いは確実に補助金等が個別に把握できるものについては、その試算額で計上する。また、補助率については、国・県の動向が不透明なため、現行の補助率で推計する。
	地方譲与税等	平成28年度決算、平成29年度当初予算額を基本とし、過去の決算額の推移、伸び率を参考に推計。
	地方特例交付金等	平成28年度決算、平成29年度当初予算額を基本とし、過去の決算額の推移、伸び率を参考に推計。
	町 債	合併特例事業計画及び過疎地域自立促進計画を基本とし、充 当可能額を計上。臨時財政対策債は普通交付税の推移に併せて推計。

(4) 歳出（性質別）の積算方法

項 目		積 算 方 法
義 務 的 経 費	人 件 費	平成29年度の普通会計職員数219人（総職員数262人）を基 に、定年退職職員、新規採用職員及び再任用職員数を考慮して 算出。平成34年度末の正規職員見込み数（再任用職員を含む） は、205人と推計。
	扶 助 費	平成28年度決算、平成29年度当初予算額を基本とし、過去の 決算額の推移、伸び率を参考に推計。
	公 債 費	既借入分（～H28）については償還計画に基づく額、新規起 債発行に伴う公債費については、発行計画における起債額の積 上げ等により償還額を各年度毎に試算し推計。また、新発債の 発行条件は、現行の各事業により10年、12年、15年、20年超の 償還期間（据置期間を含む）を設定し、借入利率については、 現行の利率+0.3%を基本としている。
そ の 他 の 経 費	物 件 費	平成28年度決算、平成29年度当初予算額を基本とし、過去の 決算額の推移、伸び率を参考に推計。
	維持補修費	平成28年度決算、平成29年度当初予算額を基本とし、過去の 決算額の推移、伸び率を参考に推計。
	補 助 費 等	平成28年度決算、平成29年度当初予算額を基本とし、過去の 決算額の推移、伸び率を参考にするが、町独自の団体及び事業 に対する助成（補助）金については毎年度実績報告書等の提出 を求め、繰越金等のある団体及び事業については、減額の方 向で随時検討する。

項 目		積 算 方 法
その他の経費	繰 出 金	平成28年度決算額及び平成29年度決算見込額を基本とする。また、各特別会計ごとの繰出基準を基本とし、その他の財政計画又は経営計画に基づき繰出金を推計。
	積 立 金	各基金の預金利息分については、平成28年度決算額及び平成29年度決算見込額を基本とし推計。平成30年度に教育振興基金を創設し、初年度にふるさと納税とは別に3億円を積み立てる。債券運用利息分については、現保有債券の期間及び表面利率で計上する。
	投資・出資・貸付金	貸付金については、平成28年度決算額及び平成29年度決算見込額を基本として推計。また、福智町水道事業が田川地区水道企業団と経営統合するにあたり、平成31年度に基準外繰出しを行なう。
投資的経費	普通建設事業費	合併特例、過疎対策、公営住宅の各建設事業については、過去の決算額に囚われず、今後の事業実施計画を基本とし推計する。 合併特例事業及び過疎対策事業については、その合併特例債、過疎対策事業債の発行額を毎年枠配分とし、臨時及び緊急的な事業を除き、その範囲内で計上する。 また、公営住宅建設事業については、公営住宅長寿命化計画との整合性を保ちつつ、さらに後年度の公債費負担を勘案し計上する。 その他の普通建設事業については、平成27、28年度決算額及び平成29年度決算見込額を基本として推計する。
	災害復旧事業費	豪雨による大規模災害等は見込まず、その他の年度の決算額及び決算見込額を基本として推計。

(5) 中期財政計画の策定

(歳入)

(単位:百万円)

区分	年度	平成30度		平成31度		平成32度		平成33度		平成34度	
		計画額	一般財源	計画額	一般財源	計画額	一般財源	計画額	一般財源	計画額	一般財源
自主財源	町税	1,552	1,552	1,549	1,549	1,546	1,546	1,543	1,543	1,540	1,540
	分担金・負担金等	136	0	156	0	179	0	212	0	212	0
	使用料・手数料	489	14	480	13	473	14	467	14	467	14
	繰入金	3,024	700	4,603	825	3,076	400	2,599	150	2,541	251
	繰越金	424	308	778	591	943	689	1,137	820	1,205	828
	財産収入	119	9	119	9	119	9	119	9	119	9
	諸収入	285	59	280	142	276	138	272	135	268	132
	寄附金	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0
	小 計	7,028	2,641	8,965	3,130	7,612	2,796	7,350	2,672	7,351	2,773
依存財源	地方交付税	5,532	5,461	5,395	5,328	5,262	5,199	5,178	5,118	5,142	5,085
	国庫補助金	2,129	20	2,544	23	1,966	25	1,840	27	1,892	28
	県補助金	952	9	984	15	1,012	17	1,029	20	1,047	23
	譲与税・交付金等	518	518	519	519	539	539	539	539	539	539
	町債	3,158	300	2,802	299	1,430	298	518	298	517	297
	小 計	12,289	6,308	12,244	6,184	10,209	6,079	9,104	6,002	9,137	5,972
歳入合計 A	19,316	8,949	21,209	9,313	17,821	8,875	16,454	8,674	16,489	8,745	

(歳出)

(単位:百万円)

区分	年度	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
		計画額	一般財源	計画額	一般財源	計画額	一般財源	計画額	一般財源	計画額	一般財源
義務的経費	人件費	2,270	1,919	2,071	1,518	2,104	1,555	2,067	1,531	2,031	1,504
	扶助費	2,833	830	2,971	885	3,134	959	3,301	1,016	3,379	1,018
	公債費	1,944	939	2,118	1,153	2,165	909	2,271	943	2,255	987
	小計	7,048	3,687	7,160	3,557	7,403	3,423	7,639	3,490	7,665	3,509
その他の経費	物件費	1,646	1,021	1,486	1,012	1,454	986	1,441	965	1,410	940
	維持補修費	316	91	313	88	310	85	308	83	307	82
	補助費等	1,744	1,128	1,769	1,162	1,763	1,157	1,758	1,169	1,747	1,151
	繰出金	1,262	1,064	1,291	1,088	1,297	1,109	1,303	1,115	1,310	1,122
	積立金	2,240	830	2,140	1,030	1,950	840	1,850	640	1,750	640
	投資・出資・貸付金	40	5	140	105	40	5	40	5	40	5
	小計	7,247	4,139	7,139	4,485	6,813	4,181	6,699	3,978	6,564	3,939
投資的経費	普通建設事業費	4,234	513	5,958	472	2,459	353	903	281	905	284
	災害復旧事業費	9	9	9	9	9	9	9	9	9	3
	小計	4,243	522	5,968	481	2,468	362	912	291	914	287
歳出合計 B		18,538	8,349	20,267	8,524	16,684	7,966	15,250	7,759	15,142	7,735

形式収支 A - B	778	943	1,137	1,205	1,346
------------	-----	-----	-------	-------	-------

(※各年度の歳入歳出計画額には、前年度からの繰越明許費等繰越事業費は含まない。)

(財政指標等)

(単位:百万円、%)

積立運用基金	財政調整基金残高	1,138	1,140	1,142	1,144	1,146
	減債基金残高	3,648	2,874	2,054	1,461	923
	公共施設整備基金残高	1,246	375	464	601	738
	その他の基金残高	11,568	10,752	10,359	10,067	9,679
	合計	17,600	15,141	14,019	13,273	12,486

町債	前年度残高	20,679	22,078	22,938	22,197	20,595
	発行額	3,157	2,802	1,259	517	516
	元金償還額	1,758	1,942	2,000	2,119	2,118
	残高	22,078	22,938	22,197	20,595	18,993

実質公債費比率	2.1%	1.2%	2.1%	3.6%	4.1%
---------	------	------	------	------	------

経常収支比率	98.13%	97.92%	96.69%	98.00%	98.16%
--------	--------	--------	--------	--------	--------

4 安定的な財政運営の確立に向け

本町の歳入構造は地方交付税が歳入の約4割を占め、国の動向によっては財政状況に多大な影響を受けることとなります。さらに、平成28年度から段階的に引下げられていく普通交付税は平成32年度までで特例措置が終了し、平成28年度と比較すると、おおよそ5億円の減額となることが見込まれます。加えて、自主財源の根幹をなす町税は、国の経済成長、景気回復基調とは必ずしも同調せず、大幅な増収は見込めず現状の水準で推移していくものと思われます。

また、平成27年度より飛躍的に増加したふるさと納税寄附金については、他地方公共団体の動向次第では、一気に減少する可能性を秘めた臨時的な財源であり、さらに寄附金のうち6割程度は返礼品を含めた必要経費であることに加え、残り4割のうち、特定の目的のための経費に充当することを含めると、目的を持たない一般財源収入として扱われるのはごく一部に限られ、歳入全体に占める一般財源総額は現状維持、或いは減少するものと思われます。

一方、歳出面では、合併特例債及び過疎対策事業債等、有利な町債の発行も平成32年度限りとなり、投資的経費（建設事業費）は減少せざるを得ない状況であるものの、最低限実施しなければならない建設事業も控えています。さらに増加の一途をたどっている、扶助費を中心とした社会保障関連経費への対応など、現状以上の厳しい財政状況が続き、本町の財政運営は正念場を迎えることとなります。

しかしながら、このような状況下であっても、町民の安全安心な生活の確保及び町民サービスの維持向上に支障をきたすことは許されず、町民から信頼される町政運営に努めていくためにも、これまで以上の行財政改革への取組を積極的に推進し、貴重な財源の更なる有効活用を図っていかなくてはなりません。

いずれにしても、町税、各種使用料等の収入未済額の縮減、遊休財産の処分、有効な国・県補助金の活用など安定した財源確保を図るとともに、人件費を含む経常経費については抜本的な見直しを行い、さらに町民ニーズを見極め、真に求められている事業を「集中と選択」により、「最小の経費で最大の効果」が得られるよう的確な事業実施が今以上に要求されます。

以上のように平成33年度以降、合併による各種特例措置は消滅し、さらに時を同じくして有利な町債も期限切れとなることから、非常に厳しい現実が待ち構えていることは容易に想像できます。

したがって、平成33年度以降完全な一般団体となる福智町が持続可能で安定的な財政運営を行っていくため、福智町中期財政計画（第3次）を策定し、計画以上の歳入確保と歳出削減に向けて取り組んでいくものです。

「ときめくまち、福智。——癒し、うるおい、感動タウン。」

